

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月4日
【四半期会計期間】	第161期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲葉 秀二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第160期 第3四半期連結 累計期間	第161期 第3四半期連結 累計期間	第160期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	3,404,013	1,650,348	5,531,707
経常損益(は損失) (千円)	815,759	733,685	780,359
親会社株主に帰属する四半 期(当期)純損益(は損 失) (千円)	782,462	1,236,356	951,190
四半期包括利益又は包括利 益 (千円)	584,589	1,294,015	660,041
純資産額 (千円)	5,044,206	4,054,822	4,968,722
総資産額 (千円)	7,761,713	7,249,088	7,752,638
1株当たり四半期(当期) 純損益金額(は損失) (円)	14.59	22.92	17.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.35	53.89	61.51

回次	第160期 第3四半期連結 会計期間	第161期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純損益金 額(は損失) (円)	5.19	6.99

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第160期第3四半期連結累計期間及び第160期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第161期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況

- 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載された事業等のリスクに変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、2019年3月期から3期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失となっております。当社グループの中核事業である投資銀行業務を中心とした金融事業では、その事業特性上、投資の実行から回収までに複数年かかることも通常、想定している範囲内であります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や米国の連邦準備理事会（FRB）の利上げによる株式市場等への影響などから、既投資案件の回収にさらなる時間を要する可能性が高まっていることもあり、継続して損失を計上していることについて、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと判断いたしました。

これに対して、損益面では、スターリング証券株式会社においては、金融ライセンスを活用したエクイティファイナンス引受けの拡大及び投資ファンドやアセット投資ファンドの組成を図り、安定収益を獲得してゆく計画を進めておりますが、これらの事業展開を加速させるべく、経営体制を刷新し、投資銀行業務における新規投資案件の獲得及びファンドの組成及び販売業務にスピード感をもって取り組むとともに、さらなるコスト削減を進め、早期の黒字化を図るべく計画の見直しを行い、将来の成長に向けて準備を進めております。

資金面では、2021年10月21日の当社取締役会において決議した株主割当による第11回新株予約権の行使による払込金を含め、当第3四半期連結会計期間末時点において当社単体で現金及び現金同等物並びに保有上場株式を合計で12億74百万円の資金を確保しております。加えて、2022年1月以降の新株予約権の行使による払込金及び既存投資資産の資金化を見込んでおり、既投資案件の回収遅延に対する資金繰り補強や既存子会社への成長支援資金及び将来的に成長が見込まれる事業領域にある事業会社の買収資金等に充当する保守的な資金計画を作成しております。

以上のことから、当第3四半期連結会計期間末日後1年間に資金不足が生じることはなく、当第3四半期連結会計期間の末日現在において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績及び財政状態の状況

経営成績の状況の分析

当第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）における我が国経済は、ワクチン接種の進展や供給制約緩和もあり、持ち直しの動きが見られましたが、株式市場は、オミクロン型変異株への警戒感からリスクオフの展開になってまいりました。また、原油価格の高騰と円安による経済への影響などもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは、「価値共創企業」をコーポレートスローガンとし、金融事業を中心とした将来の当社グループの成長に資する新たな事業の確立を通じ、強固な経営基盤の構築と新たな価値の創造を目指し、個々の総和を超える価値を生み出すためのイノベーションを進めてまいりました。

2021年12月には、当社グループが担う事業と親和性のあるビジネス領域を対象に、安定収益の獲得を目指し金融ビジネスの多角化の推進を目的に、キャッシュレス決済ビジネスを展開するフィンテック企業である株式会社ユニヴァ・バイキャストを完全子会社、当社を完全親会社とする株式交換基本合意書を締結いたしました。

金融事業分野

スターリング証券株式会社は、エクイティ・ファイナンス、M&A仲介、成長戦略の提案などの投資銀行業務及び投資家向けの投資ファンドの組成・販売等を通じ、上場企業の課題解決支援や投資家への投資機会の創出に取り組んでまいります。

しかしながら、投資回収が当初の想定を下回ったことなどにより、売上高1億92百万円、セグメント損失3億29百万円となりました。

クリーンエネルギー事業分野

株式会社ノースエナジーは、自社消費型太陽光発電システム、バイオマス発電、蓄電池システム設備の販売・施工などのクリーンエネルギー分野を成長事業として位置づけ、脱炭素社会の実現に向け社会貢献してまいります。

以上の結果、売上高9億55百万円、セグメント損失1億21百万円となりました。

モバイル事業分野

株式会社ノースエナジーの子会社である株式会社ノースコミュニケーションが携帯ショップの運営及びWi-Fiレンタルサービスを展開しております。

以上の結果、売上高4億69百万円、セグメント利益3百万円となりました。

その他事業分野

軽井沢のコミュニティFM局「FM軽井沢」、米国ハワイのリゾートゴルフ場「マカニゴルフクラブ」、フランスの最高級カトラリーブランド「クリストフル」など、様々な人の暮らしに役立つ事業分野を展開しております。引き続き、投資テーマに沿った成長分野に着目し積極的に事業展開してまいります。

以上の結果、売上高38百万円、セグメント損失11百万円となりました。

以上の結果、当期間の連結業績は営業収益（売上高）16億50百万円（前年同期比51.5%減）、営業損失は8億17百万円（前年同期は営業損失6億32百万円）となりました。経常損失は7億33百万円（前年同期は経常損失8億15百万円）となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純損失は12億36百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失7億82百万円）となりました。

・重要経営指標

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高(千円)	3,404,013	1,650,348	5,531,707
営業損益(は損失)(千円)	632,932	817,775	706,921
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損益(は損失)(千円)	782,462	1,236,356	951,190
総資産(千円)	7,761,713	7,249,088	7,752,638
純資産(千円)	5,044,206	4,054,822	4,968,722
投資収益率(%)	16.91	-	6.17
自己資本比率(%)	62.35	53.89	61.51
1株当たり四半期(当期)純損益(は損失)(円)	14.59	22.92	17.73
1株当たり配当額(円)	-	-	-
従業員1人当たり営業損益(は損失)(千円)	7,275	9,620	8,220
従業員数(人)	87	85	86

財政状態の状況の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産につきましては、前連結会計年度末と比べ、5億3百万円減少し72億49百万円となりました。減少した主な要因は、現金及び預金の減少によるものであります。負債につきましては、前連結会計年度末と比べ、4億10百万円増加し31億94百万円となりました。増加した主な要因は、短期借入金及び未払金の増加によるものであります。純資産につきましては、前連結会計年度末と比べ、9億13百万円減少し40億54百万円となりました。減少した主な要因は、第11回新株予約権の行使により資本金及び資本準備金の増加したものの、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上为上回ったためであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当社は、新経営体制への移行に伴い第3四半期連結会計期間において新経営方針を公表いたしました。概要は以下の通りであります。

新経営方針では、当社グループの目指すべき姿を明確にし、金融事業に留まらない将来の当社グループの成長に資する新たな事業の確立を通じ、強固な経営基盤の構築と新たな価値の創造を目指してまいります。

当社グループが目指すべき姿

コーポレートスローガン

「価値共創企業」
 ~つなぐ。一緒に創る。~
 価値を共に創るために、我々が行うことが、「つなぐ」ことです。
 繋ぐことで、より高い価値を一緒に創っていきます。

コーポレートビジョン

- a 企業の成長支援を通じて社会貢献する
- b グループ全体の成長・安定収益計上により株主の期待に応える
- c 持株会社としてグループ事業会社の成長を支援する
- d 一般投資家を含む投資家に広く投資機会を提供する

基本方針

グループ全体の価値を事業会社と共に創り上げるのが、新生Oakキャピタルの姿です。

この価値を共に創り上げることを価値共創と呼び、Oakキャピタル本体は、ホールディングスとして、グループ事業会社の経営支援を行い、連結決算における収益拡大を図り「価値共創企業」として、グループ企業全体の価値向上を目指してまいります。

新生Oakキャピタルの経営目標

連結売上高	連結純利益	時価総額
250億円	20億円	600億円
過去最高実績を上回るための目標値		

新経営方針に基づく事業戦略

経営基盤の強化

事業戦略の骨子

Oakグループでホールディングスする三つの事業分類

「狩猟型ビジネス」「農耕型ビジネス」「開発型ビジネス」

重点施策

a 中核子会社等の事業戦略推進

スターリング証券株式会社・株式会社ノースエナジー

b 新たな事業ポートフォリオの構築

資金調達（株主割当増資）

ステークホルダーとのコミュニケーション

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	59,354,085	61,705,296	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数100株
計	59,354,085	61,705,296	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権	
決議年月日	2021年9月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 3 子会社スターリング証券株式会社の取締役 1
新株予約権の数(個)	51,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,100,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	99(注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年5月15日 至 2024年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 99.94 資本組入額 49.97(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権証券の発行時(2021年10月25日)における内容を記載しております。

- (注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2021年9月21日）での東京証券取引所における当社株価の終値である99円とする。
- なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権者は、当社が東京証券取引所の規則に基づき提出する2023年3月期決算短信に記載された連結損益計算書における営業利益が正の値となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社完全子会社の取締役並びに当社の監査役又は従業員であることを要する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める期間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ）取締役又は監査役を任期満了その他正当な事由により退任した場合
行使期間満了日まで
 - ）役員規程、執行役員規程又は就業規則に基づき、定年による退任又は退職をした場合
退任又は退職の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日まで
 - ）会社都合により退職した場合
退職の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日まで
 - ）上記各号を除くほか、当社が特段の事情ありと判断し、書面により承諾した場合
行使期間満了日まで
- 上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者死亡の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権	
決議年月日	2021年10月21日
新株予約権の数(個)	53,633,789(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 53,633,789(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	73(注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年12月16日 至 2022年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 73 資本組入額 36.5(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

新株予約権証券の発行時(2021年12月1日)における内容を記載しております。

- (注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社が保有する当社普通株式を処分(以下、新株式の発行及び自己株式の処分を総称して「交付」という。)する総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数(ただし、自己株式の数を除く。)に1.0を乗じた数とする。ただし、本新株予約権の効力発生日後、行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

また、調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

3. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、基準日の直前の取引日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)である2021年11月15日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.9を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

行使価額の調整

- (1) 当社は効力発生日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、合併等により交付する場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、株主割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社の取締役、監査役、顧問及び従業員、当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストックオプションとしての新株予約権発行を除く)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の発行の場合は割当日、無償割当の場合は当該割当がその効力を生ずる日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価の価額が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の価額の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価の価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号ないしの各取引において行使価額の調整事由とされる当社の各行為において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各行為の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号ないしの定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該行為の承認があった日までに本新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式に従って交付する当社普通株式の数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項第(1)号及び第(2)号の規定にかかわらず、これらの規定により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当日付で終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知又は公告する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
5. (1) 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
(2) 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該新株予約権者が保有する未行使の本新株予約権は、当該行使時点後一切行使ができなくなるものとする。
(3) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる(ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行行使することができる)ものとする。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年12月16日 ~2021年12月31日 (注)1	5,679,048	59,354,085	207,285	4,489,295	207,285	1,707,285

(注)1. 第11回新株予約権の行使により、発行済株式総数及び資本金等が増加したものであります。

2. 2022年1月1日から2022年1月31日までの間に、第11回新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,351,211株、資本金及び資本準備金がそれぞれ85,819千円増加しております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 41,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,132,000	591,320	-
単元未満株式	普通株式 180,785	-	-
発行済株式総数	59,354,085	-	-
総株主の議決権	-	591,320	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数42個が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	41,300	-	41,300	0.07
計	-	41,300	-	41,300	0.07

2【役員状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,245,939	1,864,406
売掛金	345,341	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	180,945
営業投資有価証券	290,669	327,469
棚卸資産	327,266	340,185
関係会社短期貸付金	20,000	30,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	87,450	193,561
その他	442,740	427,850
貸倒引当金	105,288	84,788
流動資産合計	3,654,117	3,279,630
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,207,396	1,259,038
その他(純額)	320,623	317,194
有形固定資産合計	1,528,019	1,576,233
無形固定資産		
のれん	469,016	237,199
その他	23,236	30,927
無形固定資産合計	492,252	268,127
投資その他の資産		
投資有価証券	463,849	460,998
関係会社長期貸付金	823,820	838,229
投資不動産	313,545	313,545
その他	556,928	572,004
貸倒引当金	85,493	85,448
投資その他の資産合計	2,072,650	2,099,330
固定資産合計	4,092,923	3,943,691
繰延資産	5,597	25,766
資産合計	7,752,638	7,249,088

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	240,854	63,054
短期借入金	567,000	753,000
1年内償還予定の社債	68,000	73,600
1年内返済予定の長期借入金	99,804	107,796
未払金	173,006	328,676
未払法人税等	28,795	18,041
引当金	29,100	11,100
その他	147,208	504,379
流動負債合計	1,353,767	1,859,647
固定負債		
社債	181,000	209,400
長期借入金	607,594	568,102
引当金	62,500	101,326
退職給付に係る負債	100,402	104,840
その他	478,651	350,950
固定負債合計	1,430,148	1,334,618
負債合計	2,783,915	3,194,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,282,010	4,489,295
資本剰余金	2,136,908	2,339,158
利益剰余金	1,633,864	2,870,220
自己株式	13,797	13,856
株主資本合計	4,771,256	3,944,376
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	46,597	26,195
為替換算調整勘定	43,801	11,787
その他の包括利益累計額合計	2,796	37,982
新株予約権	-	4,794
非支配株主持分	200,262	143,634
純資産合計	4,968,722	4,054,822
負債純資産合計	7,752,638	7,249,088

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	3,404,013	1,650,348
売上原価	2,699,261	1,341,923
売上総利益	704,751	308,424
販売費及び一般管理費	1,337,684	1,126,200
営業損失()	632,932	817,775
営業外収益		
受取利息	25,570	26,002
受取保険金	4,725	150
受取給付金	8,000	-
為替差益	-	89,359
貸倒引当金戻入額	160	20,040
未払配当金除斥益	2,513	3,573
その他	7,434	6,003
営業外収益合計	48,403	145,129
営業外費用		
支払利息	21,974	13,399
持分法による投資損失	93,287	44,604
為替差損	106,592	-
その他	9,376	3,035
営業外費用合計	231,229	61,039
経常損失()	815,759	733,685
特別利益		
固定資産売却益	26,649	1,043
特別利益合計	26,649	1,043
特別損失		
固定資産売却損	13,256	1,271
固定資産除却損	0	5,907
役員退職慰労金	-	327,000
店舗閉鎖損失	786	-
減損損失	-	227,422
特別損失合計	14,042	561,601
税金等調整前四半期純損失()	803,151	1,294,244
法人税、住民税及び事業税	5,940	3,429
法人税等調整額	3,479	38,845
法人税等合計	2,460	35,415
四半期純損失()	805,612	1,258,828
非支配株主に帰属する四半期純損失()	23,149	22,472
親会社株主に帰属する四半期純損失()	782,462	1,236,356

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純損失()	805,612	1,258,828
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	201,879	20,402
為替換算調整勘定	38,852	87,441
持分法適用会社に対する持分相当額	19,709	31,853
その他の包括利益合計	221,023	35,186
四半期包括利益	584,589	1,294,015
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	561,439	1,271,543
非支配株主に係る四半期包括利益	23,149	22,472

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、クリーンエネルギー事業における太陽光発電設備の販売において、設備の販売と同時に契約される土地の賃貸料及び保守サービスについて、これらは同一の商業的目的を有するものとして契約の締結をしていることなどから、それぞれの契約金額にかかわらず、これらの契約を結合した上で、それぞれの独立販売価格の比率により収益の額を配分し、収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券以外の有価証券については取得原価をもって四半期連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合でも、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって四半期連結貸借対照表価額としております。また、その他有価証券のうち、時価のある有価証券については、期末日前1か月間の市場価格等の平均に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

これらによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

連結子会社(株)ノースエナジー)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	800,000千円	750,000千円
借入実行残高	564,000	750,000
差引額	236,000	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	33,550千円	31,076千円
のれんの償却額	24,813	24,813

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第3四半期連結累計期間において、第11回新株予約権の行使による払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金207,285千円、資本準備金207,285千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金4,489,295千円、資本準備金1,707,285千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

金融事業以外のその他の事業について重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 (注)3
	金融	クリーンエ ネルギー	モバイル	計				
売上高								
外部顧客への売上高	192,338	955,894	469,567	1,617,800	32,547	1,650,348	-	1,650,348
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	6,000	6,000	6,000	-
計	192,338	955,894	469,567	1,617,800	38,547	1,656,348	6,000	1,650,348
セグメント利益又は損失 ()	329,368	121,885	3,332	447,921	11,374	459,295	358,480	817,775

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コミュニティFM放送事業を含んでおります。

- セグメント利益又は損失()の調整額 358,480千円には、セグメント間取引消去7,571千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 366,051千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、従来、「金融事業」のみを報告セグメントとしておりましたが、当社の投資銀行部門を連結子会社のスターリング証券株式会社に移管したこと及び同じく連結子会社である株式会社ノースエナジーの一部の事業を分社化するなどの会社組織体制の変更等に伴い、第1四半期連結会計期間から報告セグメントを「金融事業」、「クリーンエネルギー事業」及び「モバイル事業」の3区分に変更し、新たにセグメント情報の開示を行うことといたしました。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報を当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分方法により作成した情報については、必要な財務情報を遡って作成することが実務上困難であるため、開示を行っておりません。

また、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は単一セグメントであることから、前第3四半期連結累計期間の区分方法により作成した当第3四半期連結累計期間のセグメント情報の記載は省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「金融」セグメントにおいて、減損損失を計上しております。なお、当該減損損失額は当第3四半期連結累計期間において、227,422千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「金融」セグメントにおいて、のれんの減損を行ったことにより、のれんのコストに重要な変動が生じております。当該事象によるのれんの減少額は当第3四半期連結累計期間において207,002千円であります。

なお、上記(固定資産に係る重要な減損損失)の減損損失額には当該のれんの減損も含まれております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	金融	クリーン エネルギー	モバイル	計		
一時点で移転される財	63	826,440	405,214	1,231,718	984	1,232,702
一定の期間にわたり移転 される財	3,000	92,838	64,353	160,192	31,562	191,755
顧客との契約から生じる 収益	3,063	919,279	469,567	1,391,910	32,547	1,424,458
その他の収益	189,275	36,615	-	225,890	-	225,890
外部顧客への売上高	192,338	955,894	469,567	1,617,800	32,547	1,650,348

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コミュニティFM放送事業を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	14円59銭	22円92銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (千円)	782,462	1,236,356
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失金額()(千円)	782,462	1,236,356
普通株式の期中平均株式数(千株)	53,634	53,949

(注)前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月3日

Oakキャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柳 吉 昭

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 折登谷 達也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。